

様式第1号(第2条関係)

令和6年9月25日	
市民参加の公表について	
<p>柏原市まちづくり基本条例第17条第1項、第19条第1項又は第21条第1項の規定により、市民参加の方法を次のとおり行うことを公表します。</p>	
記	
名 称	下水道事業における地方公営企業法の適用を全部適用から一部適用（財務適用）へ変更することについて
市民参加の方法	意見公募
趣旨及び内容等	<p>令和7年4月1日付けで、下水道事業における地方公営企業法の適用を全部適用から一部適用（財務適用）へ変更することを検討しております。</p> <p>これまで上下水道一体として運営することで事務の効率化や人員削減等の効果が得られることから、下水道事業に法の全部適用を行い運営してきました。しかし、令和7年4月1日付けで水道事業が大阪広域水道企業団との統合を予定しており、これに伴い下水道事業の単独運営となるため、引き続き法の全部適用か、一部適用（財務適用）かを検討することとなりました。</p> <p>つきましては、市民の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しますので、ご意見をお寄せください。</p>
申 込 期 間	令和6年9月26日から令和6年10月17日
申 込 方 法	指定の申込書【市民参加申込書（様式第2号）】に住所、氏名を記載の上、経営総務課へ直接窓口持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で申し込むこと。
備 考	<p>閲覧場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏原市ウェブサイト ・柏原市役所 上下水道部 経営総務課 別館1階②番窓口
問 合 せ 先	<p>〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1-55 柏原市役所 上下水道部 経営総務課 TEL：072-972-1645 mail：gesui-gyoumu@city.kashiwara.lg.jp</p>